

執筆者:

E-mail✉ [張 翠萍](#)E-mail✉ [林 婧](#)E-mail✉ [郭 望](#)E-mail✉ [李 源](#)

1. 「中国外商投資ガイドライン(2021年版)」¹

商務部、2021年11月5日公布、同日施行、部門規範性文書

2021年11月5日、中国商務部は、第4期中国国際輸入博覧会(以下「進博会」という。)外商投資促進テーマ発表会において、2021年版の「中国外商投資ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)を公布した。ガイドラインは、2020年第3期進博会において初めて公布され、「外商投資法」及びその実施条例を着実に実行させるための具体的措置の1つであり、主な目的は、対中投資の意向を有する外国企業のために包括的に情報を提供し、かつ、既に中国に進出した外商投資企業が行動する上での参考に供することである。

2020年版ガイドラインと比較すると、2021年版ガイドラインの、注目すべきポイントは主に以下のとおりである。

- (1) 対中投資の意向を有する外国企業及び既存の外商投資企業が中国の発展の方向性及び目標について国家レベルで把握できるよう、外資利用発展計画を含む「第14次5カ年計画」、カーボンニュートラル及びカーボンピークアウト等の国家戦略に関する説明を追加した。
- (2) 第2章「対中投資」の部分において、「ビジネス環境最適化条例」、「『六穩』²及び『六保』³に資し、『放管服』⁴改革に関する業務をより一層適切に行うことに関する意見」等の外商投資に直接関連する政策を重点的に強調して紹介した。
- (3) より一層、外商投資の参考になるよう、特別にフローチャート形式による外商投資取扱手続(企業の設立・変更の登記、税務、外国為替、苦情申立等各方面の取扱手続を含む。)を追加し、単独で章(第4章)を設けた。
- (4) 外国籍者の中国における就労、生活等に関連する許認可手続及び便利情報等の説明を追加した。

商務部は、2020年版ガイドラインについては、日本語版を含む多言語版を公布したが、2021年12月14日現在、2021年版ガイドラインについては中国語版と英語版しか公布しておらず、今後、引き続き他の言語版が公布されることが期待される。

2. 「外貨管理過料裁量弁法」⁵

国家外貨管理局、2021年11月5日公布、同日施行、部門規範性文書

2021年11月5日、国家外貨管理局は、外貨管理の過料に関する自由裁量権を規範化し、法律による行政を確保し、法執行に

¹ 中国語: 中国外商投資指引(2021年版)

² 六つの安定(雇用、金融、貿易、外資、投資、予期性の安定)

³ 六つの維持(住民雇用、基本民生、市場主体、食糧・エネルギーの安全、産業チェーン・サプライチェーン、末端組織運営の安定確保)

⁴ 簡政放権(行政簡素化と権限委譲)、放管結合(権限委譲と管理の両立)、優化服務(サービスの向上)の略称

⁵ 中国語: 外匯管理行政罰款裁量办法

係るリスクを防止するため、「行政処罰法」及び「外貨管理条例」(以下「条例」という。)の関連規定に基づき、「外貨管理過料裁量弁法」(以下「本弁法」という。)を制定、公布した。

本弁法は、主に、条例第 39 条乃至第 48 条の過料のレンジについて具体的な裁量規則を定めたものであり、行政処罰法、条例及び「国家外貨管理局行政処罰弁法」⁶と比べて、主に次の内容が追加され、具体化されている。

- (1) 国家外貨管理局が行政処罰を実施する場合には、①法定の、処罰を行わない事由、②法定の、軽きに従い処罰する事由又は軽減して処罰する事由、③比較的軽い事由、④一般事由、⑤比較的重い事由及び⑥重大事由といった処罰裁量事由に応じて区分し、異なる処罰レベルを適用することを規定した。「比較的軽い事由」、「比較的重い事由」及び「重大事由」については具体的な事由を列挙し、また、「法定の、処罰を行わない事由」及び「法定の、軽きに従い処罰する事由又は軽減して処罰する事由」については内容を拡充した。
- (2) 一つの外貨法令違反行為が同時に複数の法律規範に違反し、又は同時に複数の処罰裁量事由に該当する場合の処罰規則を規定した。
- (3) 金融機構及びその直接責任者に対して同時に処罰できる細則を規定し、直接責任者の責任追求に係る具体的事由を規定した。
- (4) それぞれの処罰裁量事由に関する過料レベルを数量化した。

本弁法は、外貨管理の行政過料に関する自由裁量権について制限をし、裁量基準を統一化したことにより、企業が同様の事例で異なる処罰を受けるという不公平な事態を防止することができる。本弁法の「法定の、処罰を行わない事由」及び「法定の、軽きに従い処罰する事由又は軽減して処罰する事由」に対する拡充等の内容の追加は、企業がより安心して外貨業務を展開するのにあたり有利となる。

3. 「ネットワークデータセキュリティ管理条例(意見募集稿)」⁷

国家インターネット情報弁公室、2021 年 11 月 14 日公布、2021 年 12 月 13 日まで意見募集、行政法規

2021 年 11 月 14 日、「サイバーセキュリティ法」、「データセキュリティ法」、「個人情報保護法」等の法律のネットワーク、データセキュリティ管理に関する規定を着実に実行させネットワークデータ取扱活動を規範化するため、国務院の 2021 年立法計画に基づき、国家インターネット情報弁公室は、「ネットワークデータセキュリティ管理条例(意見募集稿)」(以下「本条例」という。)を公布した。

本条例は、上記の上位法の実施に関する行政法規として、主に、上位法の規定について詳細化及び補足を行ったものであり、注目すべきポイントは主に以下のとおりである。

- (1) 「中国国外において中国国内の個人及び組織のデータを取り扱う活動」という域外適用事由を規定し、データ取扱者によるデータセキュリティインシデントに対する処理及び報告に係る具体的要求を明確にし、サイバーセキュリティ審査の具体的な適用事由を補足した。
- (2) 個人情報保護の分野においては、第三者に対し個人情報を提供する場合の義務、個人情報取扱に係る告知要求、個人の同意の取得に係る要求等の内容を詳細化し、補足した。このほか、個人の同意の有効性について紛争が生じた場合に、個人情報取扱者が立証責任を負うことを明確にした。
- (3) 重要データセキュリティの分野においては、重要データ概念を定義し、重要データ取扱者の届出義務等の内容を規定し、年次データセキュリティ評価に係る要求等の重要データ取扱者のデータセキュリティに係る法定義務を詳細化した。
- (4) 外資企業及び外国企業が大きく注目しているデータ越境問題について、①データ取扱者が中国国外に、個人情報を含むネットワークデータを提供する場合に満たすべき前提条件を規定し、②非重要情報インフラ運営者が中国国外に、中国国内で収集し、生成した重要データを提供する場合であっても、データ越境セキュリティ評価を行う必要があることを明確にし、また、③中国国外に対し個人情報及び重要データを提供したデータ取扱者による年次に係るデータ

⁶ 国家外貨管理局により公布され、2020 年 10 月 1 日に施行された部門規範性文書

⁷ 中国語: 网络安全管理条例(征求意见稿)

越境セキュリティ報告等のデータ越境セキュリティ関連義務を規定し、企業のデータ越境の実務に対して更なる厳しいコンプライアンス対応を求めた。

- (5) インターネットプラットフォーム運営者のコンプライアンス要求及び国家監督管理機構の監督管理職責等の内容について、具体的に規定した。

本条例は、上位法について詳細化及び補足を行い、いくつかの重要な概念を整理・明確にし、ネットワーク、データセキュリティに係る法体系の完備性及び実行性をより一層強化し、企業のネットワークデータ取扱活動のためにより具体的かつ実行可能な法的根拠を提供した。ただし、本条例はなお意見募集の段階であり、企業は引き続きその動向に注目する必要がある。

4. 「企業国外反独占コンプライアンスガイドライン」⁸

国家市場監督管理総局、2021年11月15日公布、同日施行、部門規範性文書

複数の国(又は司法管轄区)の独占禁止法において、域外適用制度が規定されていることに鑑み、国家市場監督管理総局は、中国企業が国外反独占コンプライアンス管理制度を確立して強化するよう導き、中国企業の国外経営の反独占コンプライアンス管理の意識及び水準を強化し、及び向上させ、国外反独占の法的リスクを防止するため、2021年11月15日に「企業国外反独占コンプライアンスガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)を公布した。

本ガイドラインは、国外において経営業務に従事する中国企業及び国内において経営業務に従事するが国外市場に対し影響を及ぼすおそれのある中国企業を対象とし、主に、次の方面において、国外反独占コンプライアンスにおける指針・参考情報等が提供された。

- (1) 国外反独占コンプライアンス管理制度。企業の事業に関わる主な司法管轄区、所属業界の特徴及び市場の状況等に基づき、企業が国外反独占コンプライアンス制度を制定し、関連する管理部署又は職位を設けることを推奨する。
- (2) 国外反独占コンプライアンスリスクポイント。反独占に関わる主な行為(例:独占合意、市場支配的地位の濫用、事業者集中等)及び国外反独占調査にどのように正確に対応するかを簡潔に説明し、かつ、反独占に関する法律責任を列挙した。
- (3) 国外反独占コンプライアンスリスク管理。国外反独占に係るリスク識別、リスク評価及びリスク防御の具体的措置を主に説明した。

本ガイドラインは、企業の参考用の一般的なガイドラインであり、強制規定ではない。また、本ガイドラインにおいて、国外反独占法律法規に関する説明の多くは原則的、概括的な説明であり、実務において具体的に適用する際には、関連する国又は司法管轄区の独占禁止に関する法令を照会した方がよいと思われる。

5. 「専利権質権設定登記弁法」⁹

国家知的財産権局、2021年11月15日公布、同日施行、部門規範性文書

専利権質権設定登記業務における新たな局面及び新たな要求に対応するため、国家知的財産権局は、2010年版「専利権質権設定登記弁法」(以下「原弁法」という。)について改正を行い、2021年11月15日に、改正後の「専利権質権設定登記弁法」(以下「本弁法」という。)を公布した。

本弁法の主な修正内容には、次のいくつかの点がある。

- (1) 当事者が誓約方式により専利権質権設定登記の関連手続をすることを選択でき、関連する誓約書を提供する場合には、身分証明、変更証明、抹消証明等の証明資料を提出する必要がない旨を明確にし、相応して、虚偽の誓約についても、信用失墜懲戒措置を規定した。
- (2) 原弁法に定める次の3つの登記しない事由を許可登記に修正した。①専利権につき既に無効宣告手続が開始された

⁸ 中国語: 企业境外反垄断合规指引

⁹ 中国語: 专利权质押登记办法

にも関わらず、当事者が告知された後もなお手続の継続に同意するとき。②質権設定契約において、債務の履行期限が経過したが質権者が弁済を受けていない場合には、専利権は、質権者の所有に帰す旨を約定したとき。③専利権質権設定登記の手続を申し入れた同一出願者の実用新案と同様な発明創造について、既に同日に発明専利が出願されたとき。

- (3) 専利権質権設定登記手続の審査期間を短縮し、原弁法の7営業日を5営業日へと短縮(オンライン申請の審査期間は、更に2営業日へ短縮。)し、かつ、抹消登記の審査期間については、専利権質権設定登記の申請に係る審査期間に従い執行することを明確にした。
- (4) 専利権質権設定登記サービスについて、最適化を行った。例えば、インターネット登記手続ルートの追加、権利者が専利権質権設定登記関連文書の照会又は複製を行う権利の明確化及び専利権質権設定期間における専利権の状況についての質権者への早期注意情報の通知等。

本弁法の改正は、専利権質権設定登記サービスの規範性、利便性、効率性を高めた。特に、専利権の状況について、質権者に対し通知を行う規定は、企業が損失を回避するために、専利権において生じるリスクを遅滞なく把握・対応するのに有益だと思われる。

6. 「インターネット広告管理弁法(意見募集稿)」¹⁰

国家市場監督管理総局、2021年11月26日公布、2021年12月25日まで意見募集、部門規範性文書

近年のインターネット広告の発展・変化に対応するため、国家市場監督管理総局は、2016年に施行した「インターネット広告管理暫定施行弁法」について改正を行い、2021年11月26日に、「インターネット広告管理弁法(意見募集稿)」(以下「本弁法」という。)を公布した。

本弁法の主な改正内容は、以下のとおりである。

- (1) インターネット広告における各主体について明確な定義をし、かつ、各主体が負う責任及び義務について増補又は詳細化を行った。特に、インターネット情報サービスを提供するプラットフォーム経営者の義務については、大幅な拡充を行った。
- (2) オークションランク、記事報道、体験共有、テスト・レビュー等の新形式の広告を管理弁法の管理対象範囲に盛り込み、当該広告が有すべき識別性を明確にした(「広告」と明記しなければならない。)
- (3) 本弁法は、審査後の広告の完全性、ライブ配信形式による広告に係るライブ配信スタジオ運営者及びマーケティング担当者の責任・義務、越境電子商取引の広告主の責任・義務、インターネット広告業務書類の範囲及び保存期間、イメージキャラクターの管轄等の問題についても明確に規定した。

本弁法の改正内容は、比較的詳細かつ多岐にわたっており、中国においてインターネット広告業務に関わり、又はインターネット広告を掲載する企業に対して、新たな行動基準を提供している。特に、新たに管理対象範囲に盛り込まれた新形式の広告は、本弁法が正式に公布・施行された後、しばらくして主管部門の重点監督管理の対象となる可能性がある。

7. 「北京市人口及び計画出産条例」、「上海市人口及び計画出産条例」及び「天津市人口及び計画出産条例」¹¹の改正

北京市人民代表大会常務委員会、2021年11月26日公布、同日施行、地方性法規

上海市人民代表大会常務委員会、2021年11月25日公布、同日施行、地方性法規

天津市人民代表大会常務委員会、2021年11月29日公布、同日施行、地方性法規

人口の長期的かつ均等な発展を促進するため、全国人民代表大会常務委員会は、2021年8月20日に、「中華人民共和国人口及び計画出産法」を改正し、3人っ子政策の実施を明確にし、かつ、積極的な出産支援措置を制定した。上記の新たな計画出

¹⁰ 中国語: 互联网广告管理办法(征求意见稿)

¹¹ 中国語: 北京市人口与计划生育条例、上海市人口与计划生育条例、天津市人口与计划生育条例

産政策を徹底的に具体化するため、北京市、上海市及び天津市は、それぞれ「北京市人口及び計画出産条例」、「上海市人口及び計画出産条例」及び「天津市人口及び計画出産条例」(以下、それぞれ「北京市条例」、「上海市条例」、「天津市条例」という。併せて「三地区条例」という。)について改正を行った。


三地区条例において企業の労務管理と関係が深い改正内容は、次のとおりである。

- (1) 出産政策の調整。三地区条例は、いずれも、元々の「夫婦 1 組につき子供 2 人まで容認」という内容を、「夫婦 1 組につき子供 3 人まで」に改正した。
- (2) 出産支援措置の完全化。主な具体的な措置は次のとおりである。
 - ① 三地区条例は、いずれも女性が享受する生育休暇¹²を 30 日から 60 日に調整することを明確にした。つまり、今後女性が出産後に享受できる休暇は、国所定の出産休暇¹³(98 日)に、当該生育休暇(60 日)が加算され、計 158 日となる。
 - ② 三地区条例は、いずれも「育児休暇」を新設した。すなわち、子供が満 3 歳に達するまでは、法律法規の規定に適合する出産をした夫婦は、それぞれ毎年育児休暇を享受することができる。夫婦双方がそれぞれ享受できる育児休暇の日数については、北京市条例及び上海市条例では 5 日と定められ、天津市条例では 10 日と定められた。
 - ③ 男性の出産付添休暇(看護休暇)については、天津市条例は、元々の「7 日」を「15 日」に調整したが、北京市条例及び上海市条例は、これについて調整を行っておらず、それぞれ従前から変更なく 15 日及び 10 日である。

上記の改正内容は従業員の出産政策及び休暇制度に関わるため、企業は、法規政策との抵触が生じることを回避するため、三地区条例の改正内容に基づき、企業内部制度について遅滞なく相応する調整をする必要がある。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めている必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 

¹² 中国語: 生育假

¹³ 中国語: 产假